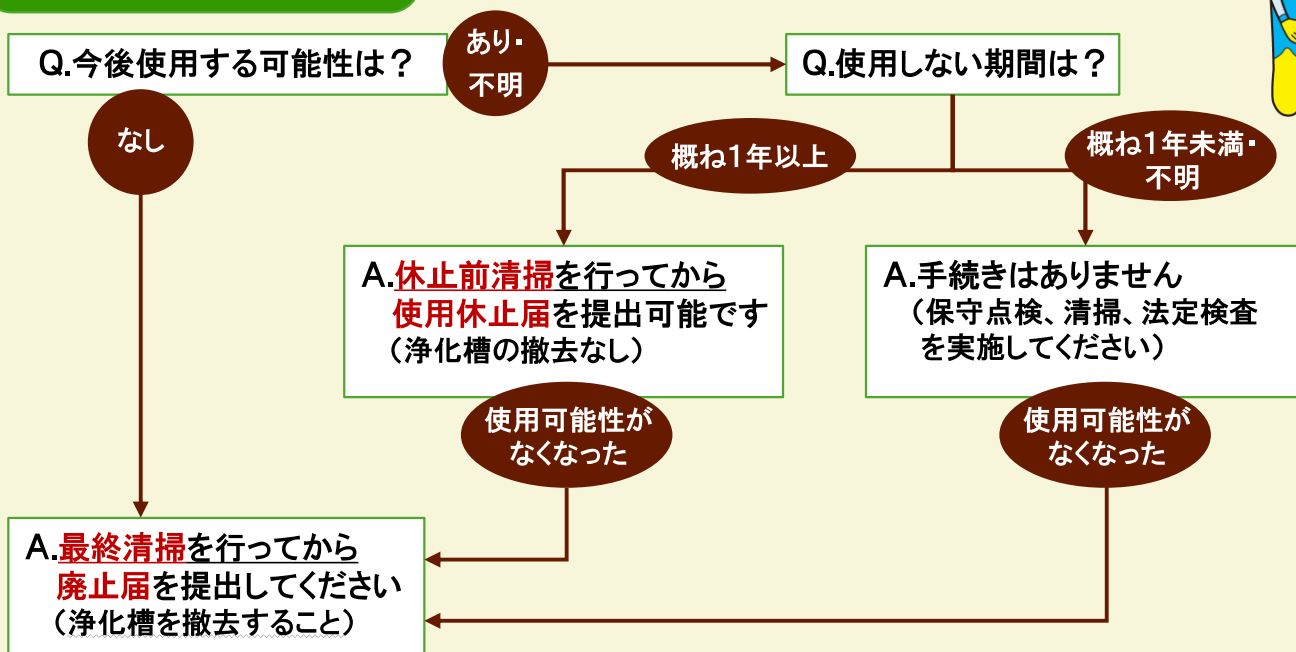


浄化槽を使わなくなったときは？

- 浄化槽を撤去する(取り壊す)ときは、浄化槽廃止届を提出しなくてはなりません。
- 浄化槽の撤去はしないが、長期間(概ね1年以上)浄化槽を使用しないことが確実なときは、浄化槽使用休止届を提出することができます。



休止・廃止の判断フロー



※ 廃止後の浄化槽は廃棄物です。正当な理由なく撤去せず地中に埋め立てる行為は、法律で禁止されています。(廃棄物処理法第16条)

浄化槽使用休止届について

【休止の届出前にすること】

- ・ 浄化槽保守点検業者に、消毒剤の撤去を依頼してください。
- ・ 浄化槽清掃業者に、浄化槽の使用休止のための清掃(休止前清掃)を依頼してください。

【休止届に必要な書類】

- ・ 浄化槽使用休止届出書
- ・ 浄化槽の使用休止のための清掃記録

【休止届の提出先】

- ・ 浄化槽が設置されている市町村の浄化槽担当部局

※ 使用を再開するときは、浄化槽保守点検業者に連絡して、浄化槽使用再開のための保守点検を実施し、使用再開届を提出しなくてはなりません。

浄化槽廃止届について

【廃止の届出前にすること】

- ・ 浄化槽清掃業者に、最終清掃を依頼してください。

【廃止届に必要な書類】

- ・ 浄化槽使用廃止届出書
- ・ 浄化槽の最終清掃の記録票

【廃止届の提出先】

- ・ 浄化槽が設置されている市町村の浄化槽担当部局

休止中の浄化槽を使用再開せずに廃止する場合でも、撤去する(取り壊す)前に最終清掃が必要です。